

相模原市測量業務共通仕様書 新旧対照表【平成30年4月1日改訂】

測量業務共通仕様書

(旧)	(新)
<p>第18条 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。</p> <p>4 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成28年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】（相模原市・平成20年11月）」に基づくものとする。</p>	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。</p> <p>4 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成28年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（相模原市）」に基づくものとする。</p>
<p>第20条 検査</p> <p>1 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果物の検査</p>	<p>第20条 検査</p> <p>1 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果物の検査</p>

(2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン(案)
【測量編】（相模原市・平成20年11月）」に基づくものとする。

(2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測
量編】（相模原市）」に基づくものとする。